

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年2月7日(月)午後3時から午後3時50分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター3階大ホール

3 出席委員

(1) 農業委員 (15名)

1番	椎名弘	委員	2番	滝田博司	委員
3番	伊藤明美	委員	4番	戸村光男	委員
5番	塚本一治	委員	6番	加瀬安男	委員
7番	大木正俊	委員	9番	佐藤和	委員
11番	玉澤幸雄	委員	12番	高品文敬	委員
13番	鈴木茂	委員	14番	布施陽子	委員
15番	佐藤郁太郎	委員	16番	布施行雄	委員
17番	小林須美子	委員			

(2) 農地利用最適化推進委員 (12名)

18番	林博之	委員	19番	太田孝夫	委員
20番	小林重紀	委員	21番	椎名正和	委員
22番	平山敏之	委員	23番	宇野恵三郎	委員
24番	金城ハル子	委員	25番	土屋功	委員
26番	関口孝男	委員	27番	寺本利幸	委員
28番	江波戸和男	委員	29番	秋山菊次	委員

4 欠席委員

(1) 農業委員 (2名)

8番	土屋玲子	委員	10番	石橋慎司	委員
----	------	----	-----	------	----

(2) 農地利用最適化推進委員 (0名)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 令和3年度第8次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 5件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 4件

報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による通知について 1件

(2)利用権の中途解約に係る通知について 1件

その他

- 6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局) 事務局員 3名
(市産業振興課) 職員 2名

7 会議の概要

- 事務局 　　ただ今から令和4年2月農業委員会定例総会を開会いたします。
- 布施会長 　　委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。
- 事務局 　　それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は布施会長にお願いします。
- 議 長 　　本日の出席農業委員は17名中15名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。
お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。
- (「異議なし。」の声あり)
- 議 長 　　御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、17番小林須美子委員、1番椎名弘委員を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。
- 議 長 　　続きまして、日程第2の議案第1号「令和3年度第8次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る2月4日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行運営委員会会長より報告をお願いいたします。
- 17番 　　農地銀行運営委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る2月4日、午後2時30分より、市民ふれあいセンター3階大ホールにおいて、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、令和4年1月25日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和3年度第8次農用地利用集積計画(案)を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われま。計画案の詳細説明につきましては、

事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう、御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農地銀行運営委員会会長からの報告が終わりました。なお、本案には、寺本利幸委員と金城ハル子委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。

最初に、所有権移転関係の番号5番と6番について、審議・採決いたします。寺本利幸委員は退席をお願いします。

(寺本利幸委員 退席)

議 長 寺本利幸委員が退席しましたので、所有権移転関係の番号5番と6番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の所有権移転関係の番号5番と6番について、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の所有権移転関係の番号5番と6番の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和3年度第8次農用地利用集積計画(案)について」、の所有権移転関係の番号5番と6番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和3年度第8次農用地利用集積計画(案)について」、の所有権移転関係の番号5番と6番について、採決に入ります。

議案第1号の所有権移転関係の番号5番と6番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

(寺本利幸委員 着席)

議 長 寺本利幸委員が着席しましたので、次に、所有権移転関係の番号7番について、審議・採決いたします。金城ハル子委員は退席をお願いします。

(金城ハル子委員 退席)

議 長 金城ハル子委員が退席しましたので、所有権移転関係の番号7番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の所有権移転関係の番号7番について、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の所有権移転関係の番号7番の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和3年度第8次農用地利用集積計画(案)について」、の所有権移転関係の番号7番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和3年度第8次農用地利用集積計画(案)について」、の所有権移転関係の番号7番について、採決に入ります。
議案第1号の所有権移転関係の番号7番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

(金城ハル子委員 着席)

議 長 金城ハル子委員が着席しましたので、引き続き、議案第1号「令和3年度第8次農用地利用集積計画(案)について」、を議題といたします。
所有権移転関係の番号5番から7番までを除き、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の所有権移転関係の番号5番から7番までを除き内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和3年度第8次農用地利用集積計画(案)について」、所有権移転関係の番号5番から7番までを除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和3年度第8次農用地利用集積計画(案)について」、所有権移転関係の番号5番から7番までを除き、採決に入ります。

議案第1号について、所有権移転関係の番号5番から7番までを除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号の議案書を御覧ください。番号1番から4番までは、利用権設定に関する件であります。番号5番は、所有権移転に関する件であります。

【議案第2号、番号1番から5番について議案書を基に朗読】

番号1番から5番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

なお、番号3番と4番は、議案第3号の番号2番の農地法第5条の規定による許可申請に付随する案件であるため、議案第3号の当該案件の知事の処分に併せて取り扱うこととなります。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

1 2 番 番号1番と2番の譲受人は同一です。意欲的に営農しており、問題ないと思われま

す。
番号3番と4番の譲受人は同一です。周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思

1 3 番 番号5番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われま

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号について、採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり決すると共に、番号3番と4番については、知事の処分に併せて会長専決とすることに賛成の委員の挙手を求めま

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第3号の議案書を御覧ください。

【議案第3号、番号1番から4番について議案書を基に朗読】

番号1番について、駐車場(13台)用地として畑8, 467㎡の内400㎡を一時的に借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、営農型太陽光発電設備用地として畑7, 301㎡の内2,2076㎡を一時的に借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、太陽光発電設備用地として畑727㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番について、専用住宅及び物置兼車庫用地として畑529㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

12番 番号1番について、譲受人は、環境保全会代表で、景観保全活動の一環として申請地周辺の畑においてチューリップの栽培を行っています。開花時期になると車で鑑賞に訪れる来客の路上駐車等の発生防止のため、申請地を駐車場として一時転用する計画です。農地区分については、農用地区域内農地ですが例外規定に該当すると思われま。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

番号2番について、譲受人は、再生可能エネルギーに関連する事業を主とする会社で、申請地を営農型太陽光発電施設として計画するものです。農地区分については、農用地区域内農地ですが、例外規定に該当すると思われま。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

13番 番号3番について、譲受人は、再生可能エネルギーに関連する事業を主とする会社で、申請地を太陽光発電設備用地として計画するものです。農地区分については、第2種農地相当と思われま。転用目的に問題なく、周辺農地

への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

5 番 番号4番について、譲受人は、市内の賃貸住宅で生活していますが、今後の生活を考え、申請地に住宅と物置兼車庫を建築する計画です。農地区分については、第1種農地相当ですが例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号について、採決に入ります。
議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、報告事項について、事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が1件、利用権の中途解約に係る通知が1件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。
本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号	令和3年度第8次農用地利用集積計画(案)について	(別冊)
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	4件
報告事項	(1)農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
	(2)利用権の中途解約に係る通知について	1件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、令和4年2月7日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会いたします。